

6 東彼教告示第 9 号

令和 6 年東彼杵町教育委員会規則第 4 号

東彼杵町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 5 日

東彼杵町教育委員会

教育長 粒崎 秀人

東彼杵町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

東彼杵町立小・中学校管理規則（昭和３８年教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<u>（養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容）</u> <u>第１５条の３ 養護教諭及び栄養教諭の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に関し必要な事項は教育長が別に定める。</u> （副校長） <u>第１５条の４</u> （略） （主幹教諭） <u>第１５条の５</u> （略） （指導教諭） <u>第１５条の６</u> （略） （教務主任、保健主事） <u>第１５条の７</u> （略） （学年主任） <u>第１５条の８</u> （略） （生活指導主任） <u>第１５条の９</u> （略） ２ （略） ３ 生活指導主任の発令については、第１５条の<u>７</u>第４項の規定を準用する。	〔新設〕 （副校長） <u>第１５条の３</u> （略） （主幹教諭） <u>第１５条の４</u> （略） （指導教諭） <u>第１５条の５</u> （略） （教務主任、保健主事） <u>第１５条の６</u> （略） （学年主任） <u>第１５条の７</u> （略） （生活指導主任） <u>第１５条の８</u> （略） ２ （略） ３ 生活指導主任の発令については、第１５条の<u>６</u>第４項の規定を準用する。

(生徒指導主事、進路指導主事) <u>第 1 5 条の 1 0</u> (略) 2・3 (略) 4 生徒指導主事及び進路指導主事の発令については第 1 5 条の <u>7</u> 第 4 項の規定を準用する。 (研究主任) <u>第 1 5 条の 1 1</u> (略) 2 (略) 3 研究主任の発令については、第 1 5 条の <u>7</u> 第 4 項の規定を準用する。 (その他の主任等) <u>第 1 5 条の 1 2</u> 学校においては、前 5 条に規定する主任等のほか、必要に応じ校務を分担する主任等を置くことができる。 2 (略) (主任等の任期) <u>第 1 5 条の 1 3</u> 前 6 条に定める主任等の任期は 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までとし、再任を妨げない。 2 (略) (事務の共同実施) <u>第 1 5 条の 1 4</u> (略)	(生徒指導主事、進路指導主事) <u>第 1 5 条の 9</u> (略) 2・3 (略) 4 生徒指導主事及び進路指導主事の発令については第 1 5 条の <u>6</u> 第 4 項の規定を準用する。 (研究主任) <u>第 1 5 条の 1 0</u> (略) 2 (略) 3 研究主任の発令については、第 1 5 条の <u>6</u> 第 4 項の規定を準用する。 (その他の主任等) <u>第 1 5 条の 1 1</u> 学校においては、前 5 条に規定する主任等のほか、必要に応じ校務を分担する主任等を置くことができる。 2 (略) (主任等の任期) <u>第 1 5 条の 1 2</u> 前 6 条に定める主任等の任期は 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までとし、再任を妨げない。 2 (略) (事務の共同実施) <u>第 1 5 条の 1 3</u> (略)
--	--

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。